

令和4年 8月 17日

苦情申立書

大津市公営企業管理者

ワホ工業 中倉倉庫  
大津市大將軍三丁目20-10

令和4年7月22日付の通知に対して、下記のとおり苦情申立てます。

記

1. 申立てに係る件名又は措置の内容

別紙

2. 申立ての趣旨及び理由

① <sup>4/6</sup>ワホ 訴状を大津裁判所へ先に提出している

② <sup>4/7</sup>なぜか7/1にこの判断をしたのか、判決もまだ提出もしていないのにこの通知を出すのはおかしい

③ <sup>4/8</sup>7/15工事請負契約解除 7/22 指名停止通知書を出すことに對して

④ <sup>4/9</sup>打ち合い  
現場立合の [ ] の変更設計がなされ現場状況説明して、早く協議の進めたい  
大津工組はなから

大企契第29号  
令和4年7月22日

ワールド工業  
中島 重信 様

大津市公営企業管理者  
國松 陸生

### 指 名 停 止 通 知 書

貴社に対し、大津市企業局が発注する建設工事等の指名競争入札等の指名を下記のとおり停止するとともに、大津市企業局発注工事等の下請負人としても承認しないこととしたので通知する。

今後は、かかる事態が生じることのないよう十分注意されたい。

#### 記

1. 指名停止期間

令和4年 7月22日から  
令和4年11月21日まで 4か月

2. 指名停止理由

本局発注の汚水ます設置工事（大津市大石東六丁目）において、債務不履行による契約解除となったため  
（大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準に基づき、大津市建設工事等指名停止基準別表第1第3号(1)適用）

3. 停止対象入札参加業種

(工事) 第1希望 土木一式工事  
第2希望 給排水冷暖房工事

※この措置に対して不服がある場合は、上記「指名停止期間」内に大津市公営企業管理者に対して書面により苦情を申し立てることができます。

ワールド工業  
中島 重信 様

大津市公営企業管理者

国松 睦生

指名停止措置に係る苦情申立てに対する回答について

大津市建設工事等指名停止基準（以下「市停止基準」という。）第14条第1項の規定により貴社から提出のありました令和4年8月17日付「苦情申立書」に対して、大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準第3条第2項に基づき、市停止基準第15条第1項の規定により下記のとおり回答します。

なお、この回答に対して不服がある場合には、大津市公営企業管理者に対して、令和4年11月21日までに書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、大津市企業局企業総務部契約管財課にその旨を記載した書面を提出してください。

記

1 回答

令和4年7月22日付「指名停止通知書」による大津市企業局が発注する建設工事等の指名競争入札等の指名停止及び同工事等の下請人としての承認をしないことに対する取消しは行いません。

2 理由

今回の指名停止通知書による措置（以下「指名停止等」という。）は、貴社が請け負った大津市企業局発注の汚水ます設置工事（大津市大石東六丁目）に対して、大津市企業局会計規程第93条の規定により準用する大津市契約規則第33条及び民法第541条の規定に基づき「債務不履行」として契約解除を行ったことにより、大津市建設工事等指名停止基準第2条第1項を適用した適正なものであるためです。

なお、指名停止等を行ったのは以上の理由に基づくものであり、貴社より大津地方裁判所に訴訟（事件番号：令和4年（ワ）第268号）が提起されたことを理由として指名停止等を行ったものではありません。

契約管財課

電話：077-528-2614

担当： 、